

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

《調査の対象》 ○都内の公立小学校 1,275校
 ○都内の公立中学校 623(1)校
 ○都内の公立高等学校 191校
 ○都内の公立特別支援学校 61校

〈目次〉

第I章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1 調査について	2
2 調査結果の概要	2
3 東京都教育委員会の取組	2
4 今後の対応	2
5 資料	
(1) 暴力行為の発生状況	3
(2) 対教師暴力の発生状況	3
(3) 生徒間暴力の発生状況	3
(4) 対人暴力の発生状況	3
(5) 器物損壊の発生状況	4
(6) 暴力行為の学年・男女別加害児童・生徒数	4
(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移	5

第II章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

1 調査について	6
2 調査結果の概要	6
3 東京都教育委員会の取組	6
4 今後の対応	6
5 資料	
(1) いじめの認知状況	7
(2) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳	8
(3) いじめの発見のきっかけ	8
(4) いじめられた児童・生徒の相談状況	9
(5) いじめの態様	9
(6) いじめる児童・生徒への特別な対応	10
(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応	10
(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	11
(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法	12
(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	13

第III章 小学校・中学校における長期欠席の状況

1 調査について	14
2 調査結果の概要	14
3 東京都教育委員会の取組	14
4 今後の対応	14
5 資料	
(1) 長期欠席者数の推移	15
(2) 理由別長期欠席者数の推移	15
(3) 不登校の発生状況	16
(4) 不登校児童・生徒数の推移	16

※都内の公立小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。

※都内の公立中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。

なお、〈 〉内の数値は、分校で内数である。

※都内の公立高等学校には、都立中等教育学校・千代田区立九段中等教育学校の後期課程を含む。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳	16
(6) 不登校児童・生徒の学年別内訳	16
(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況	16
(8) 不登校の要因	17
(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	18
【参考】不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率	19

第IV章 高等学校における長期欠席の状況

1 調査について	20
2 調査結果の概要	20
3 東京都教育委員会の対応	20
4 資料	
(1) 長期欠席者数の推移	21
(2) 長期欠席理由別の推移	21
(3) 学年別長期欠席理由	22
(4) 不登校生徒数の推移	23
(5) 不登校の要因	24

第V章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について	25
2 調査結果の概要	25
3 東京都教育委員会の対応	25
4 資料	
(1) 都立高等学校中途退学者の状況・推移	26
(2) 都立高等学校中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳	27
(3) 都立高等学校中途退学者数・退学率の推移	28
(4) 都立高等学校原級留置者の状況・推移	29

第VI章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料	
(1) 自殺に係る調査を実施した件数	30

第VII章 出席停止の措置の状況

1 資料	
(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数	30

第1章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

1 調査について

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。)、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とすること。

「対教師暴力」の例：指導されたことに激高して教師の足をけった。
教師の胸ぐらをつかんだ。

「生徒間暴力」の例：同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」の例：学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。

「器物損壊」の例：補修を要する落書きをした。
学校備品(カーテン、掃除用具等)を故意に壊した。

なお、令和2年度分調査(令和3年度実施)から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更された。

2 調査結果の概要

※ 暴力行為には、いじめに伴って発生したものも含まれる。

- (1) 暴力行為の発生状況は、小学校では全体の16.2%にあたる207校で930件、中学校では全体の36.8%にあたる229校で843件、高等学校では全体の5.2%にあたる10校で11件である。
- (2) 対教師暴力は、小学校では全体の5.7%にあたる73校で211件、中学校では全体の7.7%にあたる48校で70件、高等学校での発生はなかった。
- (3) 生徒間暴力は、小学校では全体の11.4%にあたる145校で583件、中学校では全体の29.2%にあたる182校で567件、高等学校では全体の2.6%にあたる5校で5件発生している。
- (4) 対人暴力は、小学校では全体の0.9%にあたる12校で20件、中学校では全体の1.9%にあたる12校で16件、高等学校では全体の2.6%にあたる5校で6件発生している。
- (5) 器物損壊は、小学校では全体の5.1%にあたる65校で116件、中学校では全体の15.2%にあたる95校で190件、高等学校での発生はなかった。
- (6) 暴力行為の加害児童・生徒数を学年別にみると、小学校では4年生及び5年生が140人、中学校では1年生387人、高等学校では1年生が6人で最も多い。
- (7) 令和2年度の暴力行為は、令和元年度と比較すると、全ての校種において発生学校数、発生件数ともに減少した。また、特定の児童・生徒が暴力行為を繰り返す事案が複数見られる。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 東京都教育委員会は、暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底が図られるよう、区市町村教育委員会及び学校への指導・助言を行っている。
- (2) 「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導担当者連絡会」、「生活指導等連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携して指導の充実を図っている。
- (3) 区市町村教育委員会及び都立学校に対して、生活指導にかかわる通知を发出し、問題行動等の再発防止を徹底している。
平成21年度に犯罪防止・犯罪被害者防止教材DVD「STOP!それは犯罪だと気付いていますか」を制作。都内全公立小・中学校及び都立特別支援学校等に配布し、授業で活用できるようにした。平成23年度には、生活指導研修資料「暴力行為のない学校づくりに向けて」を作成。公立学校全教員に配布し、校内研修で活用できるようにした。また、平成27年度には、暴力行為に対する指導事例を含む教師用指導資料「規範意識の育成に向けて」を作成。全都立高等学校に配布し、生活指導における組織的対応の推進を図った。
- (4) 全公立学校において、毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施している。
- (5) 学校と地域や関係機関との緊密な連携の下に個々の問題行動の事例に対応する「学校サポートチーム」を、都内全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立している。
- (6) 児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成できるようにすることを目的としたスクールカウンセラー連絡会を開催し、参加したスクールカウンセラーが講師となって、校内研修を実施した。

4 今後の対応

- (1) 学校が予防・開発的な生活指導を推進できるようにするため、区市町村教育委員会の担当者等を対象とした連絡会において、自己指導能力の育成等、生活指導の意義について共通理解を図るとともに効果的な取組事例等を収集し、周知する。
- (2) 区市町村教育委員会が管下の学校において、暴力傾向のある児童・生徒の多様な実態、一人一人が抱える課題やその背景等を把握し、適切な指導・助言ができるよう効果的な取組事例等を周知する。
- (3) 学校が暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応を強化するとともに、関係機関等と連携した支援体制を構築できるよう、「学校サポートチーム」の効果的な活用について、教師用指導資料等を用いて周知・徹底を図る。
- (4) 暴力行為を繰り返し行う児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援、家庭や関係機関等との連携の在り方について、区市町村教育委員会の担当者や校長等を対象に、情報の共有化を図るなどして、学校の対応力の向上を図る。

5 資料

(1) 暴力行為の発生状況 (表1-1)

項目 校種	学校数 (A)	発生学校数 (B)	発生率(%) B/A×10	発生件数 (C)	1校当たりの 件数 C/A
小学校	1,275	207	16.2	930	0.73
中学校	623	229	36.8	843	1.35
高等学校	191	10	5.2	11	0.06

(3) 生徒間暴力の発生状況 (表1-3)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,275	145 (11.37)	583 (0.46)	440 (0.75)
中学校	623	182 (29.21)	567 (0.91)	573 (1.01)
高等学校	191	5 (2.62)	5 (0.03)	6 (1.20)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(2) 対教師暴力の発生状況 (表1-2)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,275	73 (5.73)	211 (0.17)	110 (0.52)
中学校	623	48 (7.70)	70 (0.11)	57 (0.81)
高等学校	191	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(4) 対人暴力の発生状況 (表1-4)

項目 校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校	1,275	12 (0.94)	20 (0.02)	12 (0.60)
中学校	623	12 (1.93)	16 (0.03)	18 (1.13)
高等学校	191	5 (2.62)	6 (0.03)	7 (1.17)

※ 表中の()は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

※ 加害者は児童・生徒。被害者は一般の人、他の校種等の児童・生徒。

(5) 器物損壊の発生状況

(表1-5)

項目	校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
小学校		1,275	65 (5.10)	116 (0.09)	110 (0.95)
中学校		623	95 (15.25)	190 (0.30)	208 (1.09)
高等学校		191	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

※ 表中の () は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数を表す。

(6) 暴力行為の学年別加害児童・生徒数

[単位：人]

(表1-6)

区分	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	
小学校計	92	(14.70)	70	(11.18)	89	(14.22)	140	(22.36)	140	(22.36)	95	(15.18)	626
中学校計	387	(46.74)	286	(34.54)	155	(18.72)							828
高等学校計	6	(46.15)	5	(38.46)	2	(15.38)							0
合計	485	(33.06)	361	(24.61)	246	(16.77)	140	(9.54)	140	(9.54)	95	(6.48)	1467

※ 表中の () 内は、該当する児童・生徒数/加害児童・生徒区分別総数×100(%)を表す。

(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移

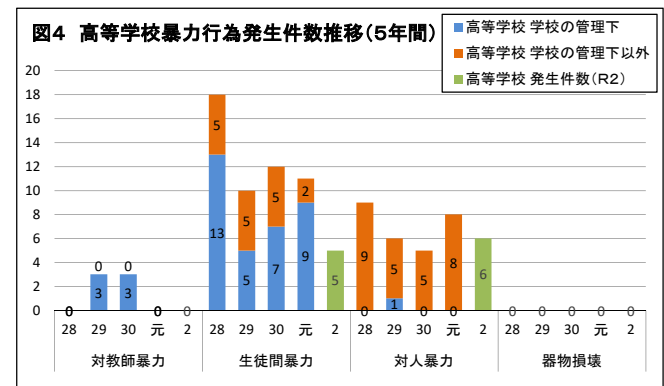
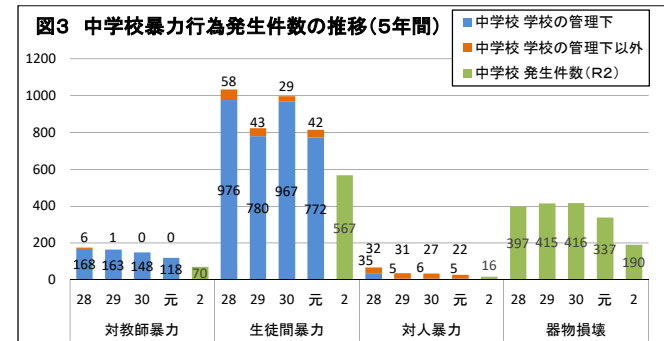
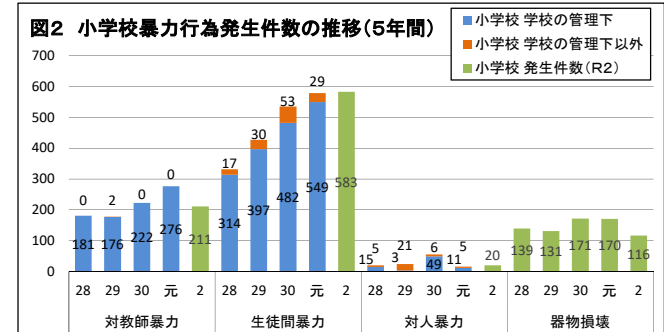
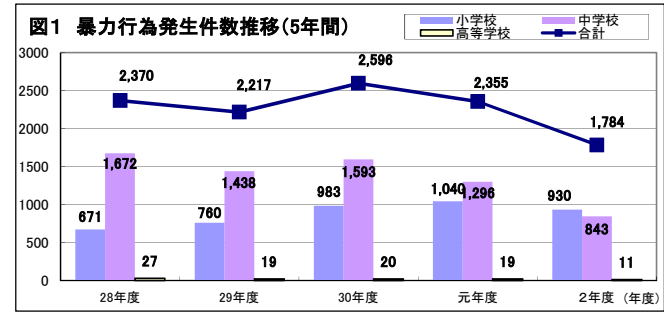
(表1-7)

形態	校種	年度	学校総数	学校の管理下			学校の管理下以外		
				発生学校数	発生率	発生件数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	28年度	1,286	64	5.0	181	0	0.0	0
		29年度	1,282	57	4.4	176	1	0.1	2
		30年度	1,280	84	6.6	222	0	0.0	0
		元年度	1,278	102	8.0	276	0	0.0	0
	中学校	28年度	626	86	13.7	168	4	0.6	6
		29年度	625	82	13.1	163	1	0.2	1
		30年度	624	80	12.8	148	0	0.0	0
		元年度	623	66	10.6	118	0	0.0	0
	高等学校	28年度	192	0	0.0	0	0	0.0	0
		29年度	192	3	1.6	3	0	0.0	0
		30年度	192	2	1.0	3	0	0.0	0
		元年度	192	0	0.0	0	0	0.0	0
生徒間暴力	小学校	28年度	1,286	84	6.5	314	11	0.9	17
		29年度	1,282	126	9.8	397	14	1.1	30
		30年度	1,280	145	11.3	482	32	2.5	53
		元年度	1,278	158	12.4	549	21	1.6	29
	中学校	28年度	626	208	33.2	976	42	6.7	58
		29年度	625	181	29.0	780	30	4.8	43
		30年度	624	222	35.6	967	27	4.3	29
		元年度	623	214	34.3	772	35	5.6	42
	高等学校	28年度	192	13	6.8	13	5	2.6	5
		29年度	192	4	2.1	5	5	2.6	5
		30年度	192	7	3.6	7	4	2.1	5
		元年度	192	9	4.7	9	2	1.0	2
対人暴力	小学校	28年度	1,286	8	0.6	15	5	0.4	5
		29年度	1,282	3	0.2	3	6	0.5	21
		30年度	1,280	10	0.8	49	3	0.2	6
		元年度	1,278	8	0.6	11	4	0.3	5
	中学校	28年度	626	8	1.3	35	22	3.5	32
		29年度	625	3	0.5	5	23	3.7	31
		30年度	624	3	0.5	6	22	3.5	27
		元年度	623	4	0.6	5	17	2.7	22
	高等学校	28年度	192	0	0.0	0	9	4.7	9
		29年度	192	1	0.5	1	5	2.6	5
		30年度	192	0	0.0	0	3	1.6	5
		元年度	192	0	0.0	0	6	3.1	8
器物損壊	小学校	28年度	1,286	61	4.7	139			
		29年度	1,282	54	4.2	131			
		30年度	1,280	69	5.4	171			
		元年度	1,278	82	6.4	170			
	中学校	28年度	626	137	21.9	397			
		29年度	625	153	24.5	415			
		30年度	624	131	21.0	416			
		元年度	623	126	20.2	337			
	高等学校	28年度	192	0	0.0	0			
		29年度	192	0	0.0	0			
		30年度	192	0	0.0	0			
		元年度	192	0	0.0	0			

形態	校種	年度	学校総数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	2年度	1,275	73	5.7	211
	中学校		623	48	7.7	70
	高等学校		191	0	0.0	0
生徒間暴力	小学校		1,275	145	11.4	583
	中学校		623	182	29.2	567
	高等学校		191	5	2.6	5
対人暴力	小学校		1,275	12	0.9	20
	中学校		623	12	1.9	16
	高等学校		191	5	2.6	6
器物損壊	小学校	1,275	65	5.1	116	
	中学校	623	95	15.2	190	
	高等学校	191	0	0.0	0	

※ 発生率=発生学校数/学校総数×100 (%)

※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象とすること」と変更されたため、令和2年度のデータは別表としている。



第II章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

1 調査について

平成25年度から、いじめ防止対策推進法の規定により、次のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 調査結果の概要

() 内数値は、令和元年度結果

(1) いじめの認知状況は、小学校では全体の90.9% (95.0%) にあたる1,159校 (1,214校) で38,384件 (57,427件)、中学校では全体の87.2% (91.5%) にあたる543校 (570校) で4,090件 (6,968件)、高等学校では全体の14.8% (30.8%) にあたる35校 (73校) で48件 (147件)、特別支援学校では全体の9.8% (16.1%) にあたる6校 (10校) で16件 (37件) 認知されている。

解消しているいじめの件数は、小学校では認知件数の76.7% (84.0%) にあたる29,456件 (48,249件)、中学校では79.2% (84.4%) にあたる3,239件 (5,881件)、高等学校では77.1% (89.8%) にあたる37件 (132件)、特別支援学校では93.8% (86.5%) にあたる15件 (32件) である。

(2) いじめの認知件数を学年別にみると、小学校では1年生が22.5% (22.2%) にあたる8,638件 (12,732件)、中学校では1年生が55.8% (54.7%) にあたる2,282件 (3,809件)、高等学校では1年生が54.2% (60.5%) にあたる26件 (89件) で最も多い。

(3) いじめ発見のきっかけは、小学校、中学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」が、高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」と「本人からの訴え」が同数で最も多い。

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況は、「学級担任に相談」が、小学校35,347件 (52,626件)、中学校3,351件 (5,443件)、高等学校37件 (87件)、特別支援学校12件 (36件) で最も多い。また、「誰にも相談していない」は、小学校678件 (936件)、中学校151件 (342件)、高等学校4件 (11件)、特別支援学校0件 (0件) で、合計は833件 (1,289件) であり、昨年度より456件減少している。

(5) いじめの態様は、全校種で「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多い。次いで、小学校、中学校、特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順、高等学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」の順となっている。

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応は、小学校では「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が最も多い。次いで「保護者への報告」、「別室指導」の順となっている。中学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「別室指導」の順である。高等学校では「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」が最も多く、次いで「保護者への報告」、「別室指導」の順である。特別支援学校では「別室指導」が最も多く、次いで「保護者への報告」、「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」の順である。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応は、全校種で「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」が最も多く、次いで、小学校、中学校、高等学校では、「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」、特別支援学校では「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応」の順となっている。

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「教育相談の実施に

ついて、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」、「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」、「いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した」の項目は、全校で取り組んでいる。

(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法では、全ての校種で「アンケート調査の実施」が最も多い。次いで「個別面談の実施」となっている。

3 東京都教育委員会の取組

(1) 年2回、都内全公立学校で「ふれあい(いじめ防止強化)月間」を設定し、いじめ防止に向けた取組の充実を図るとともに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各学校が、いじめ防止対策の成果や課題に自ら気づき、PDCAサイクルの中で改善を図るといった仕組みの構築を図った。

(2) 都内全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、いじめの未然防止、早期発見のため、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生を対象に全員面接を行っている。

(3) 令和3年2月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確化し、全てのいじめについて組織的な対応を強化すること、「学校いじめ防止基本方針」を保護者に周知するとともに、被害の子供、加害の子供の保護者に対して学校の対応方針等を説明すること等について周知・徹底を図った。

(4) 各学校において年3回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。また、「いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談(フリーダイヤル)、メール相談、来所相談等に加え、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS相談を実施し、児童・生徒や保護者がより相談しやすい環境を整えている。

(5) 「『考えよう!いじめ・SNS@Tokyo』ウェブページ及びアプリの活用」など、教育相談体制の一層の充実を図った。

(6) 平成30年2月に、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し、都内全公立学校に配布するとともに、本教材を使用又は活用した授業を各校種いずれかの各年で年間1単位以上実施するよう周知・徹底を図っている。

4 今後の対応

(1) 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会において、いじめを確実に認知するとともに、「PDCAサイクルによる評価・改善」を通して、実効のないいじめ防止対策を推進できるよう、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」やふれあい月間「教員シート」、「学校シート」の活用を促進する。

(2) 多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを推進する。

(3) 「SOSの出し方に関する教育」を都内全公立学校で推進し、子供に対して、悩みや不安がある場合は、身近な大人や友達に相談するよう指導を繰り返すとともに、教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」を高めるための取組の強化を図る。

(4) スクールカウンセラー等を含む全ての教職員による学校教育相談体制の充実に向けた取組を推進する。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等の防止の観点から、学校が児童・生徒の発達の段階に応じて、適切に指導を行えるようにするための指導資料を作成し、周知する。

(6) 一人1台の学習者用端末や統合型学習支援サービス等を利用して、他者を傷付けたり、いじめとなるような発言を行ったりすることなどのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、「SNS東京ノート(令和3年3月)」等を活用し、学習者用端末等のより適切な利用について、主体的に考えさせる指導を推進する。

5 資料

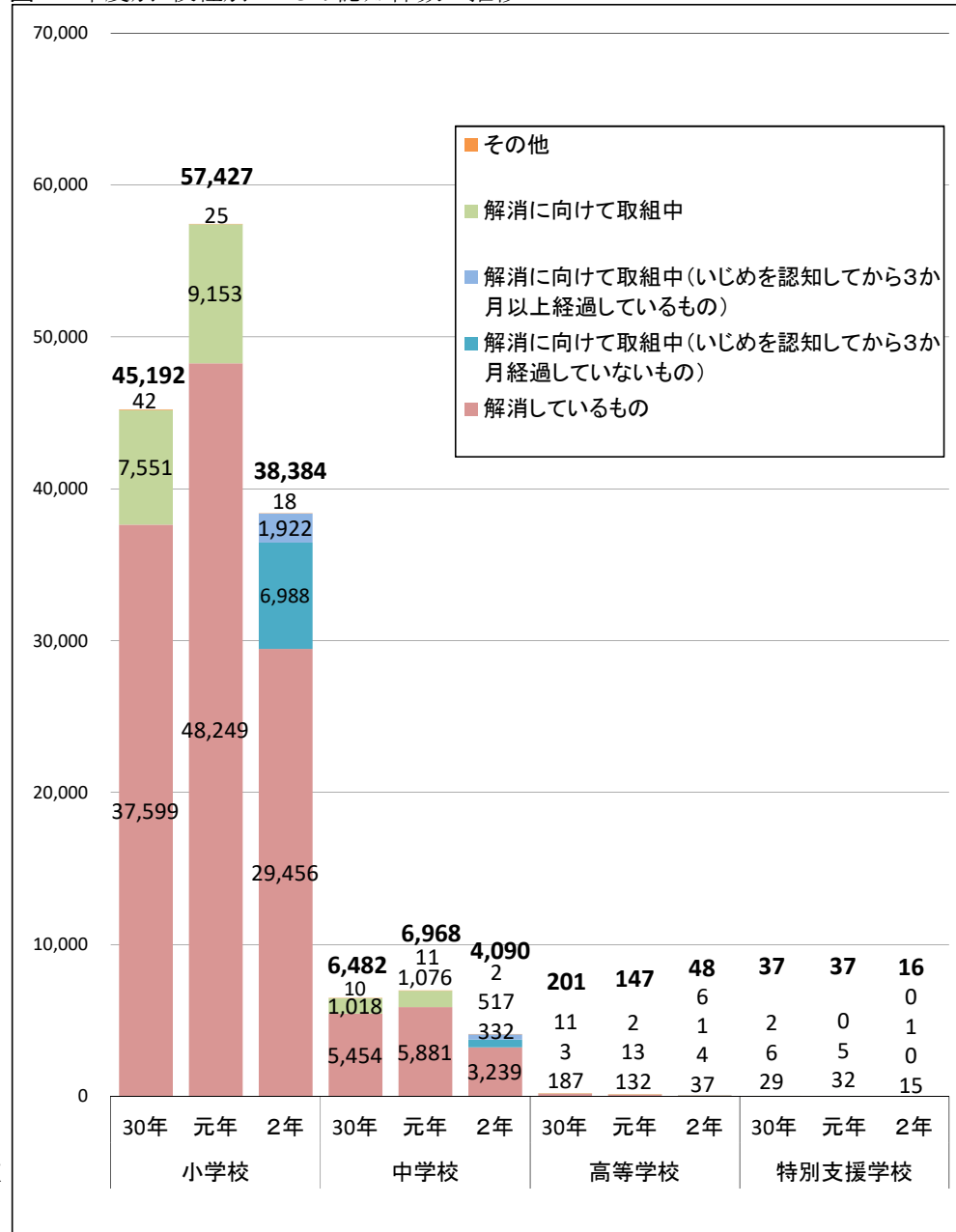
(1) いじめの認知状況(令和2年度)

(表2-1)

項目 \ 校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
		学校総数(A)	1,275 [1,278]	623 [623]	236 [237]	61 [62]
認知学校数(B)	1,159 [1,214]	543 [570]	35 [73]	6 [10]	1,743 [1,867]	
認知件数(C)	38,384 [57,427]	4,090 [6,968]	48 [147]	16 [37]	42,538 [64,579]	
認知学校率 B/A×100	90.9 [95.0]	87.2 [91.5]	14.8 [30.8]	9.8 [16.1]	79.4 [84.9]	
1校当たり件数 C/A(件)	30.1 [44.9]	6.6 [11.2]	0.2 [0.6]	0.3 [0.6]	19.4 [29.4]	
解消しているもの	29,456 [48,249]	3,239 [5,881]	37 [132]	15 [32]	32,747 [54,294]	
(解消率%)	76.7 [84.0]	79.2 [84.4]	77.1 [89.8]	93.8 [86.5]	77.0 [84.1]	
解消に向けて取組中(D) いじめを認知してから3か月以上経過しているもの	1,922 [-]	332 [-]	4 [-]	0 [-]	2,258 [-]	
(%)	5.0 [-]	8.1 [-]	8.3 [-]	0.0 [-]	5.3 [-]	
解消に向けて取組中(E) いじめを認知してから3か月経過していないもの	6,988 [-]	517 [-]	1 [-]	1 [-]	7,507 [-]	
(%)	18.2 [-]	12.6 [-]	2.1 [-]	6.3 [-]	17.6 [-]	
解消に向けて取組中 D+E	8,910 [9,153]	849 [1,076]	5 [13]	1 [5]	9,765 [10,247]	
(%)	23.2 [15.9]	20.8 [15.4]	10.4 [8.8]	6.3 [13.5]	23.0 [15.9]	
その他	18 [25]	2 [11]	6 [2]	0 [0]	26 [38]	
(%)	0.05 [0]	0.05 [0.2]	12.5 [1.4]	0.0 [0]	0.06 [0.1]	

※ [] 内は昨年度の数値を表している。
 ※ 高等学校の「学校総数」は、課程数の合計である。
 ※ 令和2年度調査から「解消に向けて取組中」の項目が「いじめを認知してから3か月以上経過しているもの」と「いじめを認知してから3か月経過していないもの」に分けて計上することとなった。

図5 年度別・校種別 いじめ認知件数の推移



(2) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳 [単位：件] (表2-2)

学年	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)
		計	男子	22,227	57.9	2,623	64.1	20	41.7	11	68.8
	女子	16,157	42.1	1,467	35.9	28	58.3	5	31.3	17,657	41.5
	計	38,384	100.0	4,090	100.0	48	100.0	16	100.0	42,538	100.0
1年生	男子	4,895	12.8	1,553	38.0	9	18.8				
	女子	3,743	9.8	729	17.8	17	35.4				
	計	8,638	22.5	2,282	55.8	26	54.2				
2年生	男子	4,478	11.7	743	18.2	9	18.8				
	女子	3,322	8.7	491	12.0	8	16.7				
	計	7,800	20.3	1,234	30.2	17	35.4				
3年生	男子	3,905	10.2	327	8.0	2	4.2				
	女子	2,874	7.5	247	6.0	2	4.2				
	計	6,779	17.7	574	14.0	4	8.3				
4年生	男子	3,585	9.3			0	0.0				
	女子	2,514	6.5			1	2.1				
	計	6,099	15.9			1	2.1				
5年生	男子	3,084	8.0								
	女子	2,116	5.5								
	計	5,200	13.5								
6年生	男子	2,280	5.9								
	女子	1,588	4.1								
	計	3,868	10.1								

※ 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として取り扱う。
※ 割合は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(3) いじめの発見のきっかけ [単位：件] (表2-3)

発見	校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
		学校の教職員等が発見	30,176 (78.6)	2,512 (61.4)	19 (39.6)	8 (50.0)
内訳	学級担任が発見	3,880	364	5	2	4,251
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	299	184	1	1	485
	養護教諭が発見	65	31	0	0	96
	スクールカウンセラー等の相談員が発見	180	25	0	1	206
	アンケート調査など学校の取組により発見	25,752	1,908	13	4	27,677
学校の教職員以外からの情報により発見		8,208 (21.4)	1,578 (38.6)	29 (60.4)	8 (50.0)	9,823 (23.1)
内訳	本人からの訴え	5,026	949	20	4	5,999
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	2,058	363	8	1	2,430
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	770	201	1	3	975
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	331	45	0	0	376
	地域住民からの情報	6	5	0	0	11
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	10	5	0	0	15
その他(匿名による投書など)		7	10	0	0	17
計		38,384	4,090	48	16	42,538

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況

[単位：件] (表2-4)

区分	校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任に相談		35,347 (92.1)	3,351 (81.9)	37 (77.1)	12 (75.0)	38,747 (91.1)
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の 相談員を除く)		1,205 (3.1)	637 (15.6)	24 (50.0)	0 (0.0)	1,866 (4.4)
養護教諭に相談		768 (2.0)	197 (4.8)	15 (31.3)	0 (0.0)	980 (2.3)
スクールカウンセラー等の相談 員に相談		1,120 (2.9)	235 (5.7)	7 (14.6)	1 (6.3)	1,363 (3.2)
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)		135 (0.4)	29 (0.7)	2 (4.2)	2 (12.5)	168 (0.4)
保護者や家族等に相談		4,355 (11.3)	645 (15.8)	19 (39.6)	1 (6.3)	5,020 (11.8)
友人に相談		991 (2.6)	241 (5.9)	8 (16.7)	2 (12.5)	1,242 (2.9)
その他(地域の人など)		75 (0.2)	26 (0.6)	1 (2.1)	0 (0.0)	102 (0.2)
誰にも相談していない		678 (1.8)	151 (3.7)	4 (8.3)	0 (0.0)	833 (2.0)
計		44,674 (116.4)	5,512 (134.8)	117 (243.8)	18 (112.5)	50,321 (118.3)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(5) いじめの態様

[単位：件] (表2-5)

区分	校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしかからかい、 悪口や脅し文句、嫌な ことを言われる。		24,706 (64.4)	2,861 (70.0)	33 (68.8)	13 (81.3)	27,613 (64.9)
仲間はずれ、集団によ る無視をされる。		4,178 (10.9)	416 (10.2)	12 (25.0)	1 (6.3)	4,607 (10.8)
軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをしてたたか れたり、蹴られたりす る。		8,291 (21.6)	515 (12.6)	4 (8.3)	3 (18.8)	8,813 (20.7)
ひどくぶつかられた り、たたかれたり、蹴 られたりする。		1,017 (2.6)	108 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,125 (2.6)
金品をたかられる。		126 (0.3)	27 (0.7)	2 (4.2)	0 (0.0)	155 (0.4)
金品を隠されたり、盗 まれたり、壊されたり 、捨てられたりする。		1,186 (3.1)	163 (4.0)	1 (2.1)	0 (0.0)	1,350 (3.2)
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ れたり、させられたり する。		1,775 (4.6)	154 (3.8)	1 (2.1)	0 (0.0)	1,930 (4.5)
パソコンや携帯電話等 で、ひぼう・中傷や嫌 なことをされる。		439 (1.1)	386 (9.4)	11 (22.9)	0 (0.0)	836 (2.0)
その他		1,284 (3.3)	79 (1.9)	3 (6.3)	0 (0.0)	1,366 (3.2)
計		43,002 (112.0)	4,709 (115.1)	67 (139.6)	17 (106.3)	47,795 (112.4)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応 [単位：件] (表2-6)

校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
区分						
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う		976 (2.5)	249 (6.1)	29 (60.4)	5 (31.3)	1,259 (3.0)
校長、副校長が指導		1,698 (4.4)	66 (1.6)	18 (37.5)	3 (18.8)	1,785 (4.2)
別室指導		2,513 (6.5)	581 (14.2)	19 (39.6)	15 (93.8)	3,128 (7.4)
学級替え		29 (0.08)	2 (0.05)	1 (2.1)	0 (0.0)	32 (0.08)
退学・転学	懲戒処分としての退学	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	12 (0.03)	1 (0.02)	2 (4.2)	0 (0.0)	15 (0.04)
停学				0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
出席停止		0 (0.0)	0 (0.0)			0 (0.0)
自宅学習・自宅謹慎				9 (18.8)	0 (0.0)	9 (0.02)
訓告		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.00)
保護者への報告		11,564 (30.1)	2,429 (59.4)	22 (45.8)	7 (43.8)	14,022 (33.0)
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導		14,813 (38.6)	1,744 (42.6)	17 (35.4)	6 (37.5)	16,580 (39.0)
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		118 (0.3)	70 (1.7)	11 (22.9)	0 (0.0)	199 (0.5)
計		31,723 (82.6)	5,142 (125.7)	128 (266.7)	36 (225.0)	37,029 (87.0)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

※ 退学・転学のうち、「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応 [単位：件] (表2-7)

校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
区分						
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う		1,328 (3.5)	431 (10.5)	29 (60.4)	7 (43.8)	1,795 (4.2)
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保		883 (2.3)	320 (7.8)	9 (18.8)	1 (6.3)	1,213 (2.9)
緊急避難としての欠席		32 (0.08)	11 (0.3)	8 (16.7)	0 (0.0)	51 (0.1)
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		220 (0.6)	210 (5.1)	3 (6.3)	0 (0.0)	433 (1.0)
学級替え		27 (0.07)	2 (0.05)	2 (4.2)	0 (0.0)	31 (0.07)
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応		581 (1.5)	196 (4.8)	8 (16.7)	2 (12.5)	787 (1.9)
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		90 (0.2)	33 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	123 (0.3)
計		3,161 (8.2)	1,203 (29.4)	59 (122.9)	10 (62.5)	4,433 (10.4)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/いじめの認知件数×100 (%)

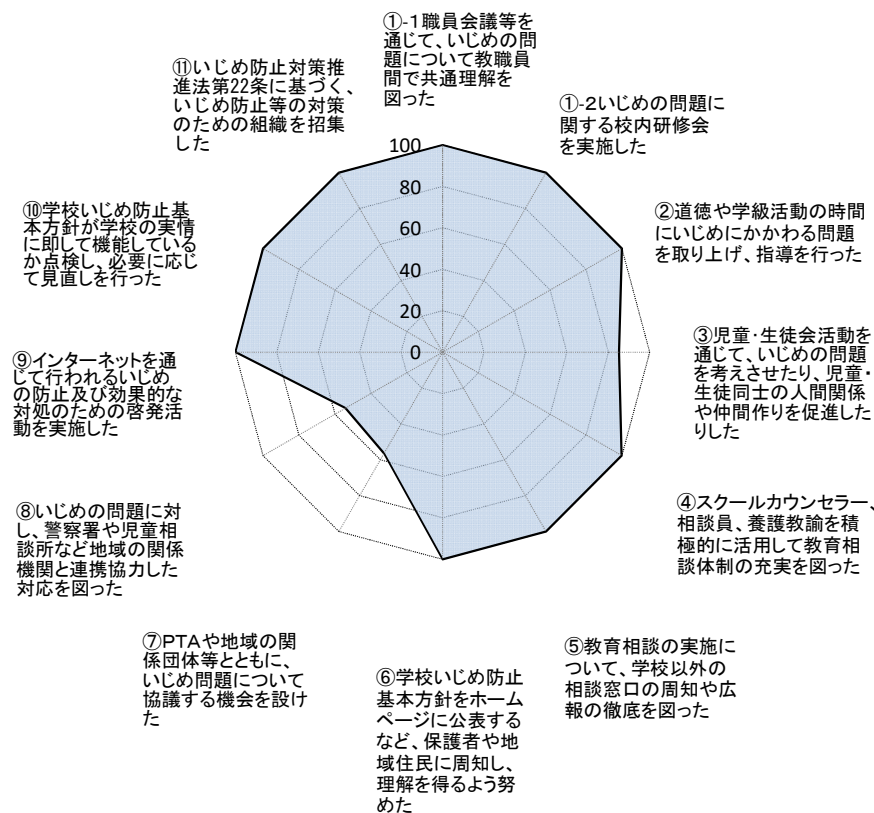
(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 [単位：校] (表2-8)

区分	校種					
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	
①-1	職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
①-2	いじめの問題に関する校内研修会を実施した	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
②	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
③	児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	1,139 (89.3)	582 (93.4)	91 (38.6)	57 (93.4)	1,869 (85.1)
④	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	57 (93.4)	2,191 (99.8)
⑤	教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
⑥	学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
⑦	PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	760 (59.6)	369 (59.2)	57 (24.2)	52 (85.2)	1,238 (56.4)
⑧	いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	698 (54.7)	361 (57.9)	74 (31.4)	54 (88.5)	1,187 (54.1)
⑨	インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
⑩	学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
⑪	いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
	計	14,072 (1103.7)	6,919 (1110.6)	2,346 (994.1)	708 (1160.7)	24,045 (1095.4)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

図6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の実施校率



(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った
具体的な方法 [単位：校] (表2-9)

区分 \ 校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	1,275 (100.0)	623 (100.0)	236 (100.0)	61 (100.0)	2,195 (100.0)
個別面談の実施	1,042 (81.7)	529 (84.9)	124 (52.5)	37 (60.7)	1,732 (78.9)
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等	292 (22.9)	423 (67.9)	7 (3.0)	19 (31.1)	741 (33.8)
家庭訪問	154 (12.1)	186 (29.9)	13 (5.5)	10 (16.4)	363 (16.5)
その他	42 (3.3)	27 (4.3)	5 (2.1)	5 (8.2)	79 (3.6)
計	2,805 (220.0)	1,788 (287.0)	385 (163.1)	132 (216.4)	5,110 (232.8)

※ 複数選択となっている。

※ () 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区分	〔1〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	〔2〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)															
		① うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について										② うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について					
		第1号重大事態の発生件数	ア 重大な被害の態様				イ 調査状況			第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況						
			(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数		(ア) 調査済みの件数			(イ) 調査中の件数			
小学校	12	12	6	1	1	3	1	3	3	0	3	7	3	3	0	4	
中学校	8	9	6	0	1	5	0	2	2	0	4	7	2	2	0	5	
高等学校	2	2	2	2	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	22	23	14	3	2	8	1	6	6	0	8	14	5	5	0	9	

区分	〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(単位:件)										〔4〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数			
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数		「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数(単位:件)				「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数(単位:件)				地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数			
	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
小学校	10	5	6	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
中学校	7	4	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
高等学校	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	19	11	11	3	3	2	1	0	1	0	0	0		

※ 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

第Ⅲ章 小学校・中学校における長期欠席の状況

1 調査について

「長期欠席者数」とは、令和3年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和2年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

また、「理由別長期欠席者数」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童・生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択している。

- 「病気」 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
- 「経済的理由」 家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
- 「不登校」 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
- 「新型コロナウイルスの感染回避」 新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでない」と校長が判断した者
- 「その他」 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者

* 令和2年度の変更点

- ・ 長期欠席者の定義を、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により30日以上欠席した児童・生徒数から、「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により30日以上登校しなかった者、に変更した。
- ・ 欠席理由として「新型コロナウイルスの感染回避」欄を新たに設けた。
- ・ 「相談・指導等を受けた学校内外の機関等」のうち、指導要録上出席扱いの措置を取った学校数の欄を削除した。
- ・ 「不登校児童生徒への指導結果状況」の「うち、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」の回答欄を削除した。

2 調査結果の概要

※ 文中の()は、令和元年度の数値である。

- (1) 長期欠席者数は、小学校で13,083人(8,975人)、中学校で14,479人(13,443人)である。
- (2) 理由別長期欠席者数の内訳は、小・中学校ともに「不登校」が最も多く、小学校は次いで「新型コロナウイルスの感染回避」、「その他」の順に多く、中学校は「病気」、「その他」の順に多い。
- (3) 不登校児童・生徒が在籍する学校数は、小学校で全体の92.8%(90.3%)にあたる1,183校(1,154校)、中学校で全体の98.7%(98.6%)にあたる615校(614校)である。
- (4) 不登校児童・生徒数は、小学校で6,317人(5,217人)、中学校で11,371人(10,851人)である。不登校出現率は、小学校で1.06%(0.88%)、中学校で4.93%(4.76%)である。
- (5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳は、「うち、90日以上欠席している者」が小学校で3,058人(2,470人)、中学校で7,676人(7,270人)、「うち、出席日数が10日以下の者」が小学校で712人(541人)、中学校で2,115人(1,891人)、「うち、出席日数が0日の者」が小学校で320人(240人)、中学校で700人(646人)である。
- (6) 不登校児童・生徒の学年別内訳は、小学校では学年進行に従って増加しており、6年生の1,895人(1,664人)、中学校では2年生の4,162人(3,796人)が最も多い。

- (7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況は、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合が小学校で28.7%(21.1%)、中学校で22.2%(15.0%)である。
- (8) 不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで学校に係る状況の「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。
- (9) 相談・指導等を受けた機関等は、学校外では、小学校で「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が1,007人(843人)、中学校で「教育支援センター(適応指導教室)」が1,893人(2,024人)と最も多い。また、学校内では、小・中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」人数が多く、小学校で3,380人(2,674人)、中学校で4,762人(4,497人)である。一方、学校内外いずれにおいても「相談・指導等を受けていない」人数は、小学校で1,222人(802人)、中学校で2,897人(2,369人)である。

3 東京都教育委員会の取組

- (1) 平成5年度から、不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応加配教員を配置している。
- (2) 平成7年度から、児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始し、平成25年度からは、全公立小・中学校に配置している。
- (3) 平成20年度から、社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援している。令和2年度は、希望する50区市町で実施した。
- (4) 平成23年度から、不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援する「家庭と子供の支援員」を学校に配置する区市町村を支援している。令和2年度は、希望する31区市町で実施した。
- (5) 平成30年度に、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応それぞれについて、教員の手引となる「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校に配布した。ガイドブックの活用を促進するため、令和2年度に、ガイドブックの内容を学ぶことができる「研修キット」を作成し、区市町村教育委員会に周知した。
- (6) 令和2年度から、区市町村が設置する教育支援センターの充実を図るため、教育支援センターの新規設置や機能強化に係る経費の一部を支援する補助事業を行っている。
- (7) 令和2年度から、区市町村立学校と在籍する児童・生徒が通うフリースクール等が連携した支援を行えるよう「東京都学校・フリースクール等協議会」を設置し、協議を実施している。平成19年度から開催していた「不登校・若者自立支援フォーラム(平成30年度から「児童・生徒支援フォーラム」と呼称)」は、本協議会に統合して開催している。

4 今後の対応

- (1) 区市町村教育委員会における「児童・生徒を支援するためのガイドブック」、「研修キット」の活用状況を調査し、学校支援の更なる充実を図る。
- (2) 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、引き続き、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る区市町村の取組や、不登校特例校の設置を進める区市町村教育委員会の取組を支援する。また、GIGAスクール構想により整備された児童・生徒一人1台の学習者用端末を活用した支援方策について検討を進める。
- (3) 東京都学校・フリースクール等協議会を次年度以降も継続して設置するとともに、協議で得られた公民連携の効果的事例等について周知し、各地域の現状にあった取組を推進する。

5 資料

(1) 長期欠席者数の推移 [単位：上段(人)、下段(%)]

校種 \ 年度	30年度	元年度	2年度
小学校	7,865 (1.35)	8,975 (1.52)	13,083 (2.20)
中学校	12,338 (5.42)	13,443 (5.90)	14,479 (6.27)
計	20,203 (2.49)	22,418 (2.74)	27,562 (3.34)

※表中の()は、出現率(長期欠席者数/児童・生徒総数×100)を表す。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

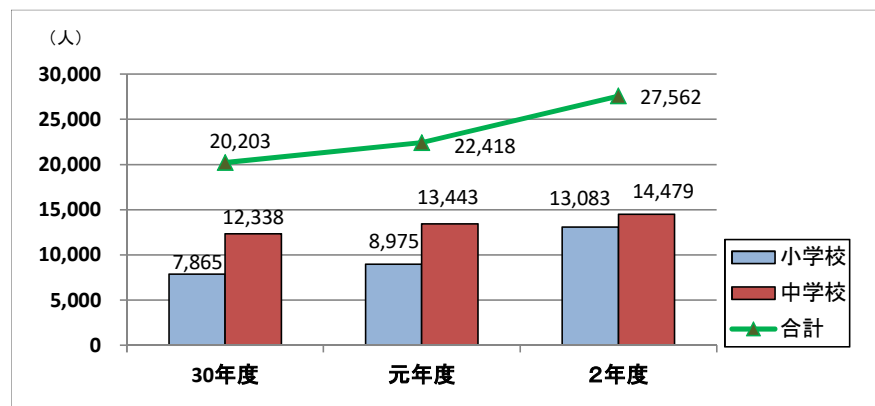
(2) 理由別長期欠席者数の推移 [単位：上段(人)、下段(%)]

項目 \ 校種 \ 年度	小学校			中学校		
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
病気	2,072 (26.34)	1,939 (21.60)	1,986 (15.18)	1,664 (13.49)	1,718 (12.78)	1,799 (12.42)
経済的理由	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
不登校	4,318 (54.90)	5,217 (58.13)	6,317 (48.28)	9,870 (80.00)	10,851 (80.72)	11,371 (78.53)
新型コロナウイルスの感染回避	- (-)	- (-)	2,645 (20.22)	- (-)	- (-)	615 (4.25)
その他	1,475 (18.75)	1,819 (20.27)	2,135 (16.32)	804 (6.52)	874 (6.50)	694 (4.79)
計	7,865	8,975	13,083	12,338	13,443	14,479

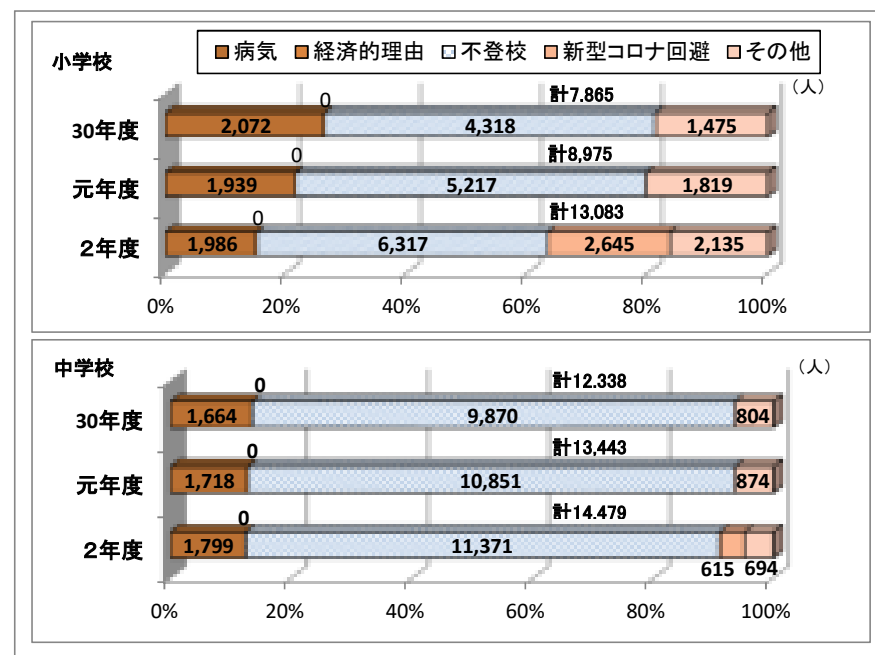
※ 表中の()は、長期欠席者数に占める割合(該当者数/長期欠席者数×100)を表す。

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

(1)-2 長期欠席者数の推移



(2)-2 理由別長期欠席者数の推移



(3) 不登校の発生状況

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
在籍学校数(校) A		1,095	1,154	1,183	608	614	615
学校発生率 (%) A/公立学校総数×100		85.5	90.3	92.8	97.4	98.6	98.7
不登校児童・生徒数 (人) B		4,318	5,217	6,317	9,870	10,851	11,371
出現率 (%) B/児童・生徒総数×100		0.74	0.88	1.06	4.33	4.76	4.93

(4) 不登校児童・生徒数の推移

[単位：上段(人)、下段(%)]

校種	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学校		2,731	2,944	3,226	4,318	5,217	6,317
		(0.49)	(0.52)	(0.56)	(0.74)	(0.88)	(1.06)
中学校		7,887	8,442	8,762	9,870	10,851	11,371
		(3.33)	(3.60)	(3.78)	(4.33)	(4.76)	(4.93)
計		10,618	11,386	11,988	14,188	16,068	17,688
		(1.33)	(1.42)	(1.48)	(1.75)	(1.96)	(2.14)

※ 表中の()は、不登校出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)を表す。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳

[単位：人]

区分	不登校児童・生徒数(A)			
	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者	
小学校	6,317 (5,217)	3,058 (2,470)	712 (541)	320 (240)
中学校	11,371 (10,851)	7,676 (7,270)	2,115 (1,891)	700 (646)
計	17,688 (16,068)	10,734 (9,740)	2,827 (2,432)	1,020 (886)

※ この調査は平成27年度から行われている。
 ※ 表中の()は、令和元年度の人数を表す。

(6) 不登校児童・生徒数の学年別内訳

[単位：上段(人)、下段(%)]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
1年生		199	241	349	2,594	2,981	3,076
		(0.20)	(0.24)	(0.35)	(3.53)	(3.87)	(3.92)
2年生		348	465	534	3,550	3,796	4,162
		(0.35)	(0.47)	(0.54)	(4.65)	(5.14)	(5.36)
3年生		560	712	812	3,726	4,074	4,133
		(0.57)	(0.72)	(0.83)	(4.78)	(5.30)	(5.54)
4年生		747	908	1,161	/		
		(0.77)	(0.92)	(1.17)			
5年生		1,111	1,227	1,566			
		(1.15)	(1.25)	(1.58)			
6年生		1,353	1,664	1,895			
		(1.42)	(1.71)	(1.93)			
計		4,318	5,217	6,317	9,870	10,851	11,371
		(0.74)	(0.88)	(1.06)	(4.33)	(4.76)	(4.93)

※ 表中の()は、不登校出現率(学年別不登校児童・生徒数/学年別児童・生徒総数×100)を表す。

(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況

[単位：上段(人)、下段(%)]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数		1,118	1,099	1,810	2,215	1,624	2,523
		(25.9)	(21.1)	(28.7)	(22.4)	(15.0)	(22.2)
指導中の児童・生徒数		3,200	4,118	4,507	7,655	9,227	8,848
		(74.1)	(78.9)	(71.3)	(77.6)	(85.0)	(77.8)
計		4,318	5,217	6,317	9,870	10,851	11,371
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

※ 表中の()内は、該当する児童・生徒の割合(該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒総数×100)を表す。

(8) 不登校の要因

[単位：上段(人)、中・下段(%)]

区分	人数(人) 割合(%)	総計	学校に係る状況										家庭に係る状況			本人に係る状況			左記に該当なし	
			計(学校)	いじめ	ぐ友いじめを除く	関係教職員との関係	学業の不振	安進路に係る不	不部ク適活動等への	題等学をめぐり	不学入適、進、転編の	計(家庭)	化境家の急激な変	方親子の関わり	家庭内の不和	計(本人)	び乱生、れ活リズムの	無気力、不安		
小学校	①主たるもの ※1つ選択	不登校児童数	6,317	1,075	9	465	98	270	13	0	66	154	1,335	213	997	125	3,805	733	3,072	102
		割合	—	17.0%	0.1%	7.4%	1.6%	4.3%	0.2%	0.0%	1.0%	2.4%	21.1%	3.4%	15.8%	2.0%	60.2%	11.6%	48.6%	1.6%
	②主たるもの以外にも当てはまるもの ※一人につき2つまで選択可	延べ児童数	3,269	1,105	0	315	100	478	32	4	74	102	1,011	106	750	155	1,153	572	581	
		割合	—	33.8%	0.0%	9.6%	3.1%	14.6%	1.0%	0.1%	2.3%	3.1%	30.9%	3.2%	22.9%	4.7%	35.3%	17.5%	17.8%	
	①、②の計	延べ児童数	9,586	2,180	9	780	198	748	45	4	140	256	2,346	319	1,747	280	4,958	1,305	3,653	102
		割合	—	22.7%	0.09%	8.1%	2.1%	7.8%	0.5%	0.04%	1.5%	2.7%	24.5%	3.3%	18.2%	2.9%	51.7%	13.6%	38.1%	1.1%
中学校	①主たるもの ※1つ選択	不登校生徒数	11,371	3,341	9	1,417	82	922	114	34	88	675	1,215	239	729	247	6,665	1,014	5,651	150
		割合	—	29.4%	0.08%	12.5%	0.7%	8.1%	1.0%	0.3%	0.8%	5.9%	10.7%	2.1%	6.4%	2.2%	58.6%	8.9%	49.7%	1.3%
	②主たるもの以外にも当てはまるもの ※一人につき2つまで選択可	延べ生徒数	4,830	2,317	0	553	96	1,087	149	71	90	271	1,092	146	726	220	1,421	487	934	
		割合	—	48.0%	0.0%	11.4%	2.0%	22.5%	3.1%	1.5%	1.9%	5.6%	22.6%	3.0%	15.0%	4.6%	29.4%	10.1%	19.3%	
	①、②の計	延べ生徒数	16,201	5,658	9	1,970	178	2,009	263	105	178	946	2,307	385	1,455	467	8,086	1,501	6,585	150
		割合	—	34.9%	0.06%	12.2%	1.1%	12.4%	1.6%	0.6%	1.1%	5.8%	14.2%	2.4%	9.0%	2.9%	49.9%	9.3%	40.6%	0.9%

※ 「不登校の要因」については、「長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童・生徒全員につき、「①主たるもの」を1つ選択する。「②主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択する。

学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

※ 割合は、各区分における「総計」に対する割合を表す。

※ 調査票の「区分」については、具体的に下記のようなものが考えられる。

<p>※不登校の要因（「区分」）</p> <p>※学校に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの いじめを除く友人関係をめぐり問題・仲違い等 教職員との関係をめぐり問題・・・・・・・・教職員の強い叱責、注意等 学業の不振・・・・・・・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等 進路にかかる不安・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等 クラブ活動、部活動等への不適応・・・・部活動の練習に参加したくない等 学校のきまり等をめぐり問題・・・・・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等 入学、転編入学、進級時の不適応・・・・転校したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかった等 	<p>※家庭に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の生活環境の急激な変化・・・・・・・・親の単身赴任、離婚等 親子の関わり方・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任等 家庭内の不和・・・・・・・・・・両親の不和、祖父と父母の不和等 <p>※本人に係る状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活リズムの乱れ、あそび、非行・・・・就寝起床時間が定まらず昼夜逆転になる、非行グループに入り非行行為を行う等 無気力、不安・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない。登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない。）等 <p>※左記に該当なし・・・・・・・・・・本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない</p>
--	--

(9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

[単位：上段(人)、下段(%)]

区分	校種 年度	小学校						中学校					
		30年度		元年度		2年度		30年度		元年度		2年度	
			*		*		*		*		*		*
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	576 (13.3)	367 (8.5)	655 (12.6)	421 (8.1)	759 (12.0)	467 (7.4)	1,912 (19.4)	1,480 (15.0)	2,024 (18.7)	1,515 (14.0)	1,893 (16.6)	1,433 (12.6)
	②教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	606 (14.0)	383 (8.9)	843 (16.2)	478 (9.2)	1,007 (15.9)	600 (9.5)	1,051 (10.6)	844 (8.6)	1,245 (11.5)	964 (8.9)	1,319 (11.6)	1,046 (9.2)
	③児童相談所・福祉事務所	273 (6.3)	165 (3.8)	289 (5.5)	158 (3.0)	403 (6.4)	203 (3.2)	414 (4.2)	292 (3.0)	517 (4.8)	341 (3.1)	615 (5.4)	425 (3.7)
	④保健所・精神保健福祉センター	28 (0.6)	15 (0.3)	22 (0.4)	9 (0.2)	29 (0.5)	10 (0.2)	28 (0.3)	19 (0.2)	48 (0.4)	37 (0.3)	37 (0.3)	30 (0.3)
	⑤病院、診療所	546 (12.6)	310 (7.2)	729 (14.0)	353 (6.8)	979 (15.5)	512 (8.1)	852 (8.6)	625 (6.3)	947 (8.7)	651 (6.0)	1,303 (11.5)	888 (7.8)
	⑥民間団体、民間施設	186 (4.3)	133 (3.1)	264 (5.1)	186 (3.6)	303 (4.8)	201 (3.2)	283 (2.9)	230 (2.3)	494 (4.6)	398 (3.7)	515 (4.5)	419 (3.7)
	⑦上記以外の機関等	104 (2.4)	63 (1.5)	64 (1.2)	28 (0.5)	77 (1.2)	42 (0.7)	183 (1.9)	130 (1.3)	75 (0.7)	54 (0.5)	140 (1.2)	99 (0.9)
	⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導 等を受けていない	2,465 (57.1)	1,087 (25.2)	2,900 (55.6)	1,140 (21.9)	3,398 (53.8)	1,405 (22.2)	5,819 (59.0)	3,775 (38.2)	6,321 (58.3)	3,934 (36.3)	6,429 (56.5)	4,015 (35.3)
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた	1,364 (31.6)	653 (15.1)	1,457 (27.9)	630 (12.1)	1,577 (25.0)	676 (10.7)	2,373 (24.0)	1,532 (15.5)	2,355 (21.7)	1,450 (13.4)	2,387 (21.0)	1,471 (12.9)
	⑩スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた	2,402 (55.6)	1,274 (29.5)	2,674 (51.3)	1,301 (24.9)	3,380 (53.5)	1,614 (25.6)	4,308 (43.6)	3,071 (31.1)	4,497 (41.4)	3,022 (27.8)	4,762 (41.9)	3,154 (27.7)
	⑪上記⑨・⑩による相談・指導等を受けていない	1,495 (34.6)	765 (17.7)	1,949 (37.4)	927 (17.8)	2,328 (36.9)	1,192 (18.9)	4,572 (46.3)	3,176 (32.2)	5,216 (48.1)	3,522 (32.5)	5,314 (46.7)	3,675 (32.3)
⑫上記①～⑦、⑨・⑩による相談・指導等を受けていない	614 (14.2)	235 (5.4)	802 (15.4)	286 (5.5)	1,222 (19.3)	553 (8.8)	1,893 (19.2)	1,148 (11.6)	2,369 (21.8)	1,368 (12.6)	2,897 (25.5)	1,850 (16.3)	
不登校児童・生徒数（人）		4,318		5,217		6,317		9,870		10,851		11,371	

※ 表中の（ ）は、該当する児童・生徒の割合（該当する児童・生徒数／不登校児童・生徒数×100）を表す。

※ ①～⑦は学校外の機関で相談・指導等を受けた人数、⑨・⑩は学校内で相談・指導等を受けた人数を表す。

※ *の欄は、各回答の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」を表す。

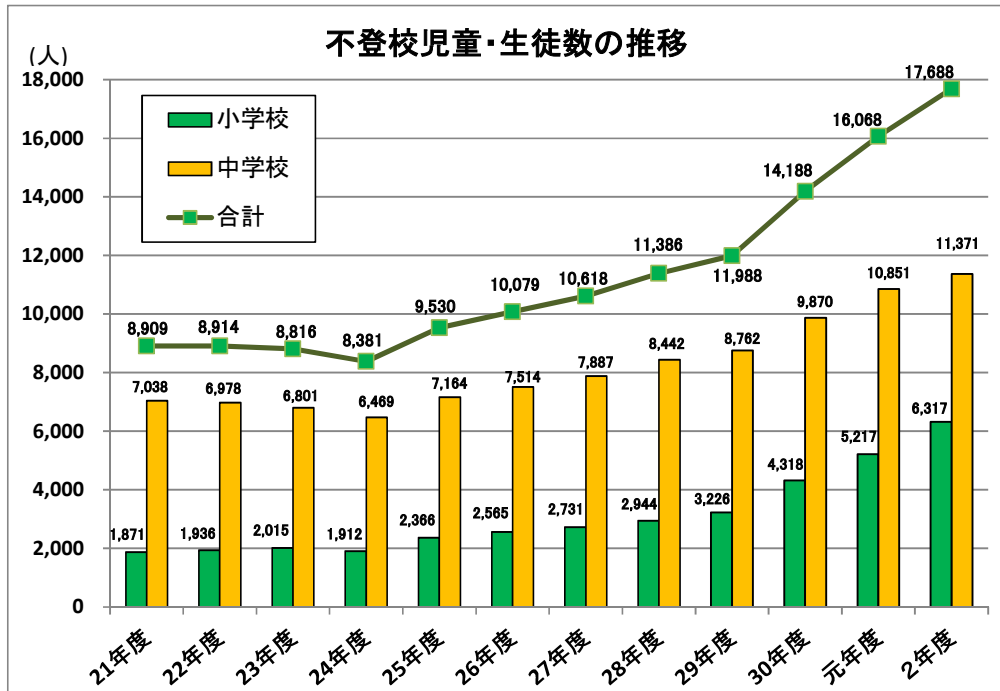
【参考】 不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率

不登校児童・生徒数の推移

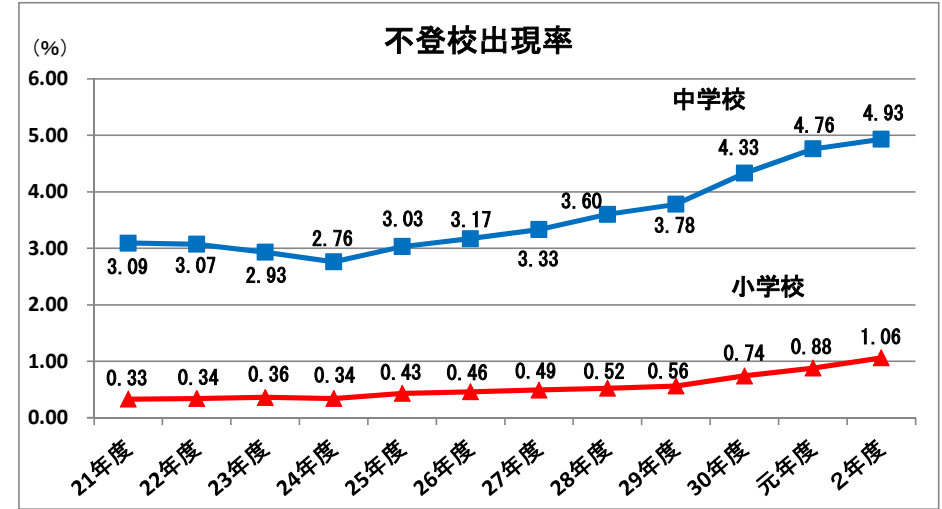
[単位：人]

校種 \ 年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	1,871	1,936	2,015	1,912	2,366	2,565
中学校	7,038	6,978	6,801	6,469	7,164	7,514
合計	8,909	8,914	8,816	8,381	9,530	10,079

校種 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学校	2,731	2,944	3,226	4,318	5,217	6,317
中学校	7,887	8,442	8,762	9,870	10,851	11,371
合計	10,618	11,386	11,988	14,188	16,068	17,688

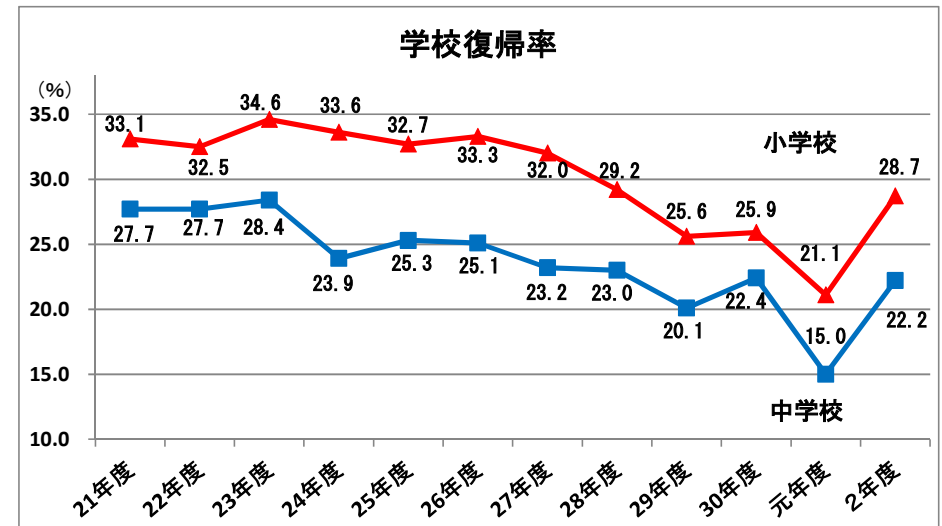


不登校児童・生徒の出現率 (不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)



不登校児童・生徒の学校復帰率

(指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100)



第IV章 高等学校における長期欠席者の状況

1 調査について

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。

- (1) 令和2年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
- (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
 - 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
 - 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
 - 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者の数。
 - 「新型コロナウイルスの感染回避」とは、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでないと校長が判断した者の数。
 - 「その他」とは、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

* 令和2年度の変更点

- ・ 長期欠席者の定義を、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により30日以上欠席した生徒数から、「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により30日以上登校しなかった者、に変更した。
- ・ 欠席理由として「新型コロナウイルスの感染回避」欄を新たに設けた。
- ・ 「相談・指導等を受けた学校内外の機関等」のうち、指導要録上出席扱いの措置を取った学校数の欄を削除した。
- ・ 「不登校児童生徒への指導結果状況」の「うち、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」の回答欄を削除した。

2 調査結果の概要

- (1) 都立高校全体の長期欠席者数は、6,916人(5,463人)で、前年度と比較すると1,453人の増加であった。全日制では3,875人(2,148人)で1,727人増加、定時制では3,041人(3,315

人)で274人減少した。

- (2) 長期欠席者数の理由別内訳で見ると、全日制では「その他」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」、「病気」の順に、定時制では「不登校」、「その他」、「新型コロナウイルスの感染回避」、「病気」の順に多い。
- (3) 長期欠席者数の出現率を学年別にみると、全日制では3学年、定時制では2学年が最も高い。
- (4) 不登校の要因と考えられる状況を見ると、「学校に係る状況」では、全日制・定時制ともに「学業の不振」が最も多い。「本人に係る状況」では、全日制・定時制ともに「無気力・不安」が最も多い。

3 東京都教育委員会の対応

- (1) 平成7年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成25年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成28年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制を充実させている。

なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。

- (2) 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。
- (3) 「都立高校学力スタンダード」活用事業、生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。
- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成18年度から全都立高校でキャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。
- (5) 不登校・中途退学防止対策のため、平成28年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を行い、社会的・職業的自立を促進している。
- (6) 全ての定時制課程における人間関係づくりのための構成的グループエンカウンターを各校に講師を派遣して実施している。
- (7) 平成27年度から全都立高校において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。

4 資料

(1) 長期欠席者数の推移 [単位：人] (表4-1)

校種	30年度	元年度	2年度
全日制	2,050 (1.61)	2,148 (1.72)	3,875 (3.16)
定時制	3,558 (30.92)	3,315 (30.35)	3,041 (29.27)
計	5,608 (4.05)	5,463 (4.01)	6,916 (5.20)

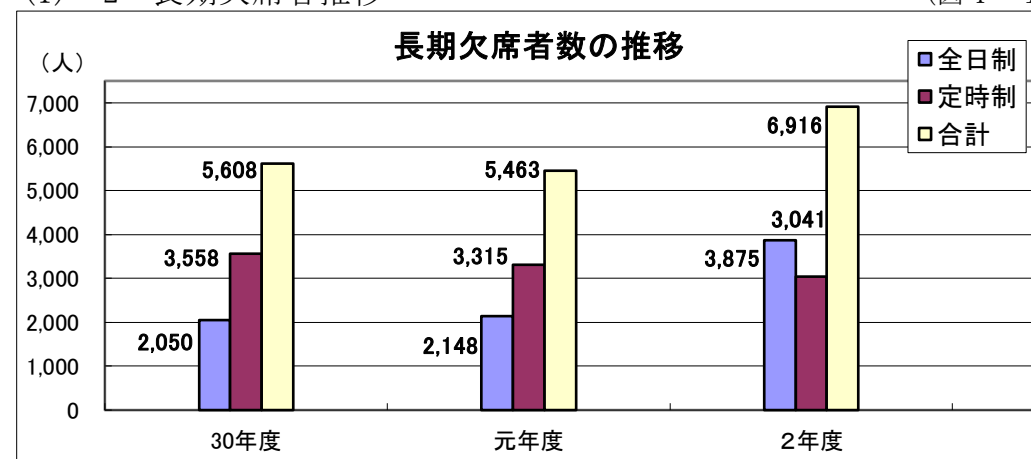
※表中の () は、出現率 (長期欠席者数/生徒総数×100) を表す。

(2) 長期欠席理由別の推移 [単位：人] (表4-2)

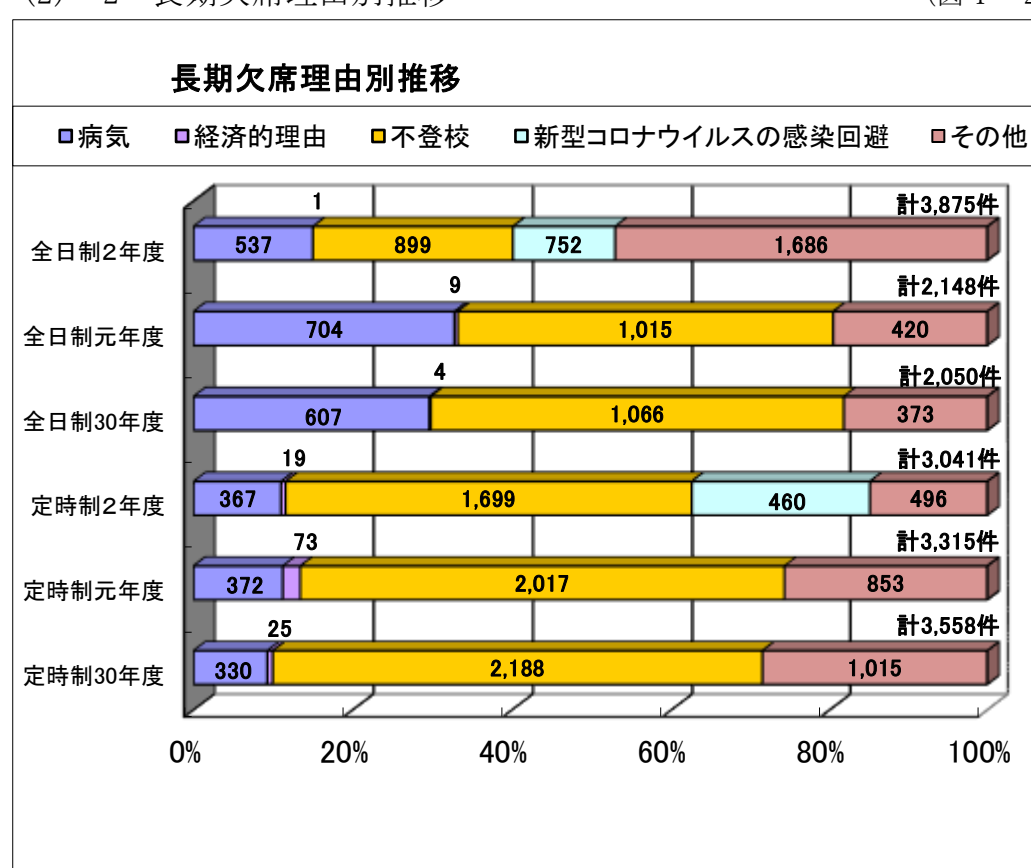
項目	校種 年度	全日制			定時制		
		30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
病気		607 (29.60)	704 (32.77)	537 (13.86)	330 (9.27)	372 (11.22)	367 (12.07)
経済的理由		4 (0.20)	9 (0.42)	1 (0.03)	25 (0.70)	73 (2.20)	19 (0.62)
不登校		1,066 (52.00)	1,015 (47.25)	899 (23.20)	2,188 (61.50)	2,017 (60.84)	1,699 (55.87)
新型コロナウイルスの感染回避		- (-)	- (-)	752 (19.41)	- (-)	- (-)	460 (15.13)
その他		373 (18.20)	420 (19.55)	1,686 (43.51)	1,015 (28.53)	853 (25.73)	496 (16.31)
計		2,050 (100)	2,148 (100)	3,875 (100)	3,558 (100)	3,315 (100)	3,041 (100)

※表中の () は、長期欠席者数にしめる割合 (該当者数/長期欠席者数×100) を表す。

(1)-2 長期欠席者推移 (図4-1)



(2)-2 長期欠席理由別推移 (図4-2)



(3) 学年別長期欠席理由

[単位：人] (表4-3)

校種	理由 学年	病気	経済的理由	不登校						新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計
				中退	原級留置	うち、 90日以上 欠席してい る者	うち、 出席日数が 10日以下の 者					
								うち、 出席日数が 0日の者				
全日制	1年	139 (0.39)	1 (0.003)	300 (0.83)	122	22	47	10	2	140 (0.39)	461 (1.28)	1,041 (2.89)
	2年	138 (0.39)	0 (0.00)	286 (0.81)	71	19	47	7	4	186 (0.52)	475 (1.34)	1,085 (3.05)
	3年	171 (0.49)	0 (0.00)	185 (0.53)	19	5	22	3	3	240 (0.69)	526 (1.51)	1,122 (3.23)
	単位制	89 (0.54)	0 (0.00)	128 (0.78)	19	3	28	3	1	186 (1.14)	224 (1.37)	627 (3.84)
	計	537 (0.44)	1 (0.001)	899 (0.73)	231	49	144	23	10	752 (0.61)	1,686 (1.38)	3,875 (3.16)
定時制	1年	22 (3.69)	2 (0.34)	126 (21.14)	36	14	32	16	5	8 (1.34)	42 (7.05)	200 (33.56)
	2年	36 (5.28)	1 (0.15)	89 (13.05)	27	9	33	22	5	38 (5.57)	71 (10.41)	235 (34.46)
	3年	27 (4.03)	1 (0.15)	84 (12.54)	24	6	21	14	8	27 (4.03)	64 (9.55)	203 (30.30)
	4年	31 (3.69)	2 (0.24)	68 (8.09)	5	2	6	5	1	18 (2.14)	38 (4.52)	157 (18.67)
	単位制	251 (3.30)	13 (0.17)	1,332 (17.53)	167	7	584	151	13	369 (4.86)	281 (3.70)	2,246 (29.55)
	計	367 (3.53)	19 (0.18)	1,699 (16.35)	259	38	676	208	32	460 (4.43)	496 (4.77)	3,041 (29.27)
合計		904 (0.68)	20 (0.02)	2,598 (1.95)	490	87	820	231	42	1,212 (0.91)	2,182 (1.64)	6,916 (5.20)

※表中の () は、出現率 (生徒数/学年生徒総数(2年4月1日現在) × 100) を表す。

(4)－1 不登校生徒数の推移

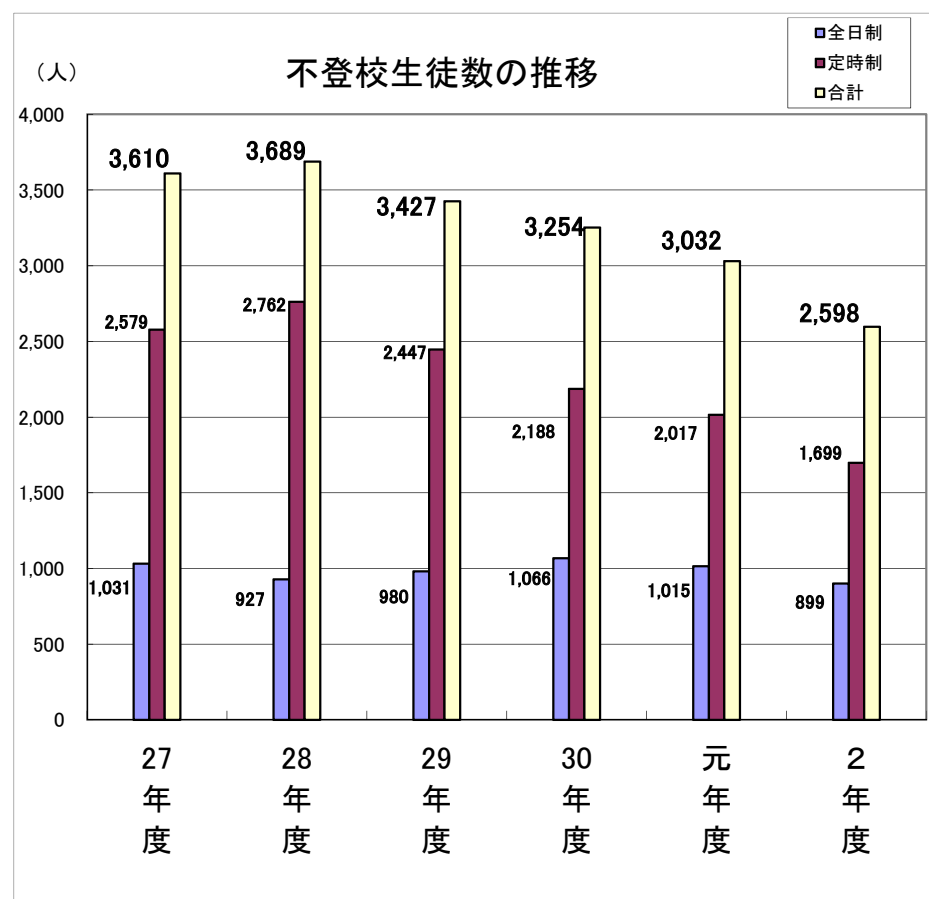
[単位：人](表4－4)

校 種	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全日制	1,031 (0.81)	927 (0.72)	980 (0.77)	1,066 (0.84)	1,015 (0.81)	899 (0.73)
定時制	2,579 (19.96)	2,762 (22.04)	2,447 (19.82)	2,188 (19.02)	2,017 (18.46)	1,699 (16.35)
計	3,610	3,689	3,427	3,254	3,032	2,598

※表中の () は、出現率(不登校生徒数/生徒総数×100)を表す。

(4)－2 不登校生徒数の推移

(図4－3)



(5) 不登校の要因

校種	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	友人関係を除く	教員との関係	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動への不参加	学校での過ごし方	入学適応	家庭の急激な生活変遷	親子の関わり	家庭内の不和	乱行、非行		生活リズム、無気力、不安
全日制	①主たるもの	0	49	1	117	34	7	9	71	20	27	16	150	326	72
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	6	0	34	9	2	1	7	0	14	4	17	20	-
定時制	①主たるもの	0	57	0	79	67	1	8	68	48	95	48	296	750	182
	②主たるもの以外にも当てはまるもの	0	26	3	16	6	0	1	8	9	22	16	71	81	-

※ この「不登校の要因」に関する調査は、平成27年度から行われている。

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因を1つ選択。主たるもの以外で当てはまるものがある場合には、一人につき2つ選択。

第V章 高等学校における中途退学者数等の状況

1 調査について

この調査は、平成17年度が初年度であるが、東京都教育委員会が公立学校統計調査として、昭和53年度から実施している。

調査内容は、令和2年4月1日現在の都立高等学校に在籍する生徒を対象に、令和2年4月から令和3年3月までの1年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、令和2年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

2 調査結果の概要

(1) 全日制課程

ア 令和2年度における1年間の退学者数は、924人(1,278人)であった。これは1校当たり平均退学者数5.2人(7.1人)、対生徒比率(退学率)は0.8%(同1.0%)であり、前年度と比較すると、退学者数は354人の減少、1校当たり平均退学者数が1.9人の減少、対生徒比率(退学率)は、0.2ポイント減少であった。

イ 学年制全体の退学率は0.8%(同1.1%)で、0.3ポイント減少であった。

学年別の退学者数は、1学年492人(705人)退学率1.4%(同1.9%)、2学年261人(337人)退学率0.7%(同0.9%)、3学年85人(123人)退学率0.2%(同0.3%)であった。1学年で0.5ポイント減少、2学年で0.2ポイント減少、3学年で0.1ポイント減少であった。

また、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、86人(113人)退学率0.5%(同0.7%)となっている。前年度と比較すると、0.2ポイント減少した。

ウ 学科別の退学者数は、普通科は569人(785人)退学率0.6%(同0.8%)、専門学科は316人(447人)退学率1.6%(同2.2%)、総合学科は39人(46人)退学率0.6%(同0.6%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ0.2ポイント減少、0.6ポイント減少、同率であった。

エ 退学理由としては、第1位が「進路変更」で336人(324人)対退学者比率36.4%(同25.4%)、第2位が「学校生活・学業不適応」で315人(506人)対退学者比率34.1%(同39.7%)、第3位が「学業不振」で188人(298人)対退学者比率20.3%(同23.4%)となっている。

(2) 定時制課程

ア 令和2年度における1年間の退学者数は581人(887人)であった。これは1校当たり平

均退学者数10.6人(16.1人)、退学率は5.6%(8.1%)であり、前年度と比べると、退学者数は306人の減少、1校当たり平均退学者数は5.5人減少、退学率は2.5ポイント減少であった。

イ 学年制全体の退学率は6.7%(9.5%)で、前年度と比較すると、2.8ポイント減少であった。

学年別の退学者数は、1学年78人(148人)退学率13.1%(同19.7%)、2学年60人(92人)退学率8.8%(同12.3%)、3学年38人(53人)退学率5.7%(同5.6%)、4学年10人(22人)退学率1.2%(同2.6%)となっており、前年度と比較すると、それぞれ6.6ポイント減少、3.5ポイント減少、0.1ポイント増加、1.4ポイント減少であった。全日制と同じく、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、395人(572人)退学率5.2%(同7.5%)で、前年度と比較すると、2.3ポイント減少であった。

ウ 退学の理由としては、第1位が「学校生活・学業不適応」で232人(363人)対退学者比率39.9%(同40.1%)、第2位が「進路変更」で214人(281人)対退学者比率36.8%(同31.7%)、第3位が「学業不振」で42人(78人)対退学者比率7.2%(同8.8%)となっている。

(3) 原級留置者数

令和3年3月31日現在、原級留置となった生徒数は、全日制で151人(186人)対生徒比率0.1%(同0.2%)であり、前年度と比較すると、35人減少し、対生徒比率は0.1ポイント減少した。

定時制は48人(64人)対生徒比率1.7%(1.9%)であり、前年度と比較すると、16人減少、対生徒比率は0.2ポイント減少した。

3 東京都教育委員会の対応

第IV章の3の事項に加え、次のような対応を行っている。

- (1) 学業不振の生徒に対する個別相談・補充指導の実施
- (2) 中途退学防止のための少人数指導の実施
- (3) 体験的な学習や課題解決的な学習重視の指導
- (4) 進級・卒業規定の見直し・弾力化
- (5) 身に付けさせる規律・規範の明示
- (6) 中途退学防止改善計画書の作成指導
- (7) 中学生の体験入学や授業公開の実施
- (8) 青少年リスタートプレイスの実施
- (9) スクールカウンセラーの全校全課程配置
- (10) 定時制課程における構成的グループエンカウンターの実施

令和2年度都立高等学校中途退学者の状況 (表5-1)

1 全日制

		普通科	専門学科	総合学科	合計
学年制	1学年	生徒数	29,666	6,328	35,994
		退学者数	307	185	492
		退学率(%)	1.0	2.9	1.4
	2学年	生徒数	29,352	6,172	35,524
		退学者数	168	93	261
		退学率(%)	0.6	1.5	0.7
	3学年	生徒数	28,798	5,934	34,732
		退学者数	61	24	85
		退学率(%)	0.2	0.4	0.2
	計	生徒数	87,816	18,434	106,250
		退学者数	536	302	838
		退学率(%)	0.6	1.6	0.8
単位制	生徒数	8,214	1,114	7,015	16,343
	退学者数	33	14	39	86
	退学率(%)	0.4	1.3	0.6	0.5
合計	生徒数	96,030	19,548	7,015	122,593
	退学者数	569	316	39	924
	退学率(%)	0.6	1.6	0.6	0.8

※ 生徒数：令和2年4月1日現在

2 定時制

学年制	1学年	生徒数	596
		退学者数	78
		退学率(%)	13.1
	2学年	生徒数	682
		退学者数	60
		退学率(%)	8.8
	3学年	生徒数	670
		退学者数	38
		退学率(%)	5.7
	4学年	生徒数	841
		退学者数	10
		退学率(%)	1.2
計	生徒数	2,789	
	退学者数	186	
	退学率(%)	6.7	
単位制	生徒数	7,600	
	退学者数	395	
	退学率(%)	5.2	
合計	生徒数	10,389	
	退学者数	581	
	退学率(%)	5.6	

◎ 「学科の説明」

普通科：普通教育を主とする学科

専門学科：専門教育(商業・工業・農業・家庭・福祉・情報・その他)を主とする学科

総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修して総合的に学習する学科

◎ 「単位制の高等学校 (令和2年度)」

[全日制・単位制] (23校)

つばさ総合(総合学科)、六郷工科(専門学科)、美原(普通科)、新宿(普通科)、世田谷総合(総合学科)、芦花(普通科)、杉並総合(総合学科)、大泉桜(普通科)、飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、忍岡(普通科・専門学科)、晴海総合(総合学科)、墨田川(普通科)、葛飾総合(総合学科)、翔陽(普通科)、青梅総合(総合学科)、上水(普通科)、王子総合(総合学科)、国分寺(普通科)、東久留米総合(総合学科)、若葉総合(総合学科)、町田総合(総合学科)、総合芸術(専門学科)

[定時制・単位制] (16校)

一橋(普通科)、六本木(総合学科)、六郷工科(普通科・専門学科)、世田谷泉(総合学科)、新宿山吹(普通科・専門学科)、荻窪(普通科)、稔ヶ丘(総合学科)、桐ヶ丘(総合学科)、飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、浅草(普通科)、大江戸(総合学科)、八王子拓真(普通科)、砂川(普通科)、青梅総合(総合学科)、東久留米総合(総合学科)

都立高等学校中途退学者の推移(過去5年間) (表5-2)

1 全日制

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	対前年度増△減 (2年度-元年度)	単位
普通科	生徒数 a ₁	99,131	99,035	98,727	97,650	96,030	△ 1,620	人
	退学者数 b ₁	641	622	751	785	569	△ 216	人
	退学率(%) b ₁ /a ₁ × 100	0.6	0.6	0.8	0.8	0.6	△ 0.2	%
専門学科	生徒数 a ₂	21,754	21,618	21,205	20,486	19,548	△ 938	人
	退学者数 b ₂	529	467	506	447	316	△ 131	人
	退学率(%) b ₂ /a ₂ × 100	2.4	2.2	2.4	2.2	1.6	△ 0.6	%
総合学科	生徒数 a ₃	7,105	7,120	7,141	7,105	7,015	△ 90	人
	退学者数 b ₃	59	30	32	46	39	△ 7	人
	退学率(%) b ₃ /a ₃ × 100	0.8	0.4	0.4	0.6	0.6	△ 0.1	%
計	生徒数 a ₁ +a ₂ +a ₃ = A	127,990	127,773	127,073	125,241	122,593	△ 2,648	人
	退学者数 b ₁ +b ₂ +b ₃ = B	1,229	1,119	1,289	1,278	924	△ 354	人
	退学率(%) B/A × 100	1.0	0.9	1.0	1.0	0.8	△ 0.3	%
調査対象学校数 (校) C		179	179	179	179	178	△ 1	校
1校当たり平均退学者数 (人) B/C		6.9	6.3	7.2	7.1	5.2	△ 1.9	人

※生徒数：各年4月1日現在

2 定時制

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	対前年度増△減 (2年度-元年度)	単位
生徒数 D		12,590	12,388	11,512	10,924	10,389	△ 535	人
退学者数 E		1,082	1,199	997	887	581	△ 306	人
退学率(%) E/D × 100		8.6	9.7	8.7	8.1	5.6	△ 2.5	%
調査対象学校数 (校) F		55	55	55	55	55	0	校
1校当たり平均退学者数 (人) E/F		19.7	21.8	18.1	16.1	10.6	△ 5.6	人

※生徒数：各年4月1日現在

図5-1

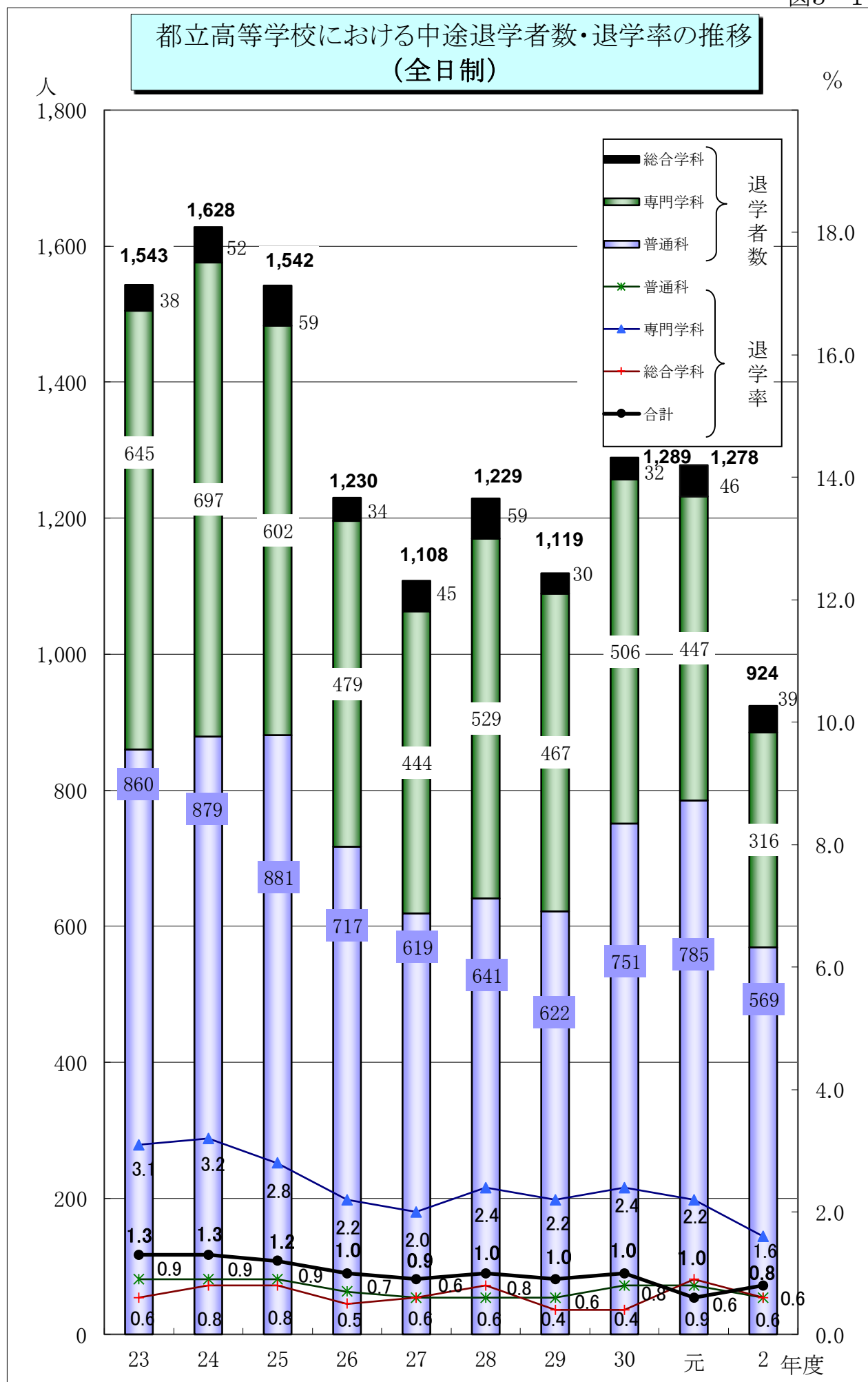
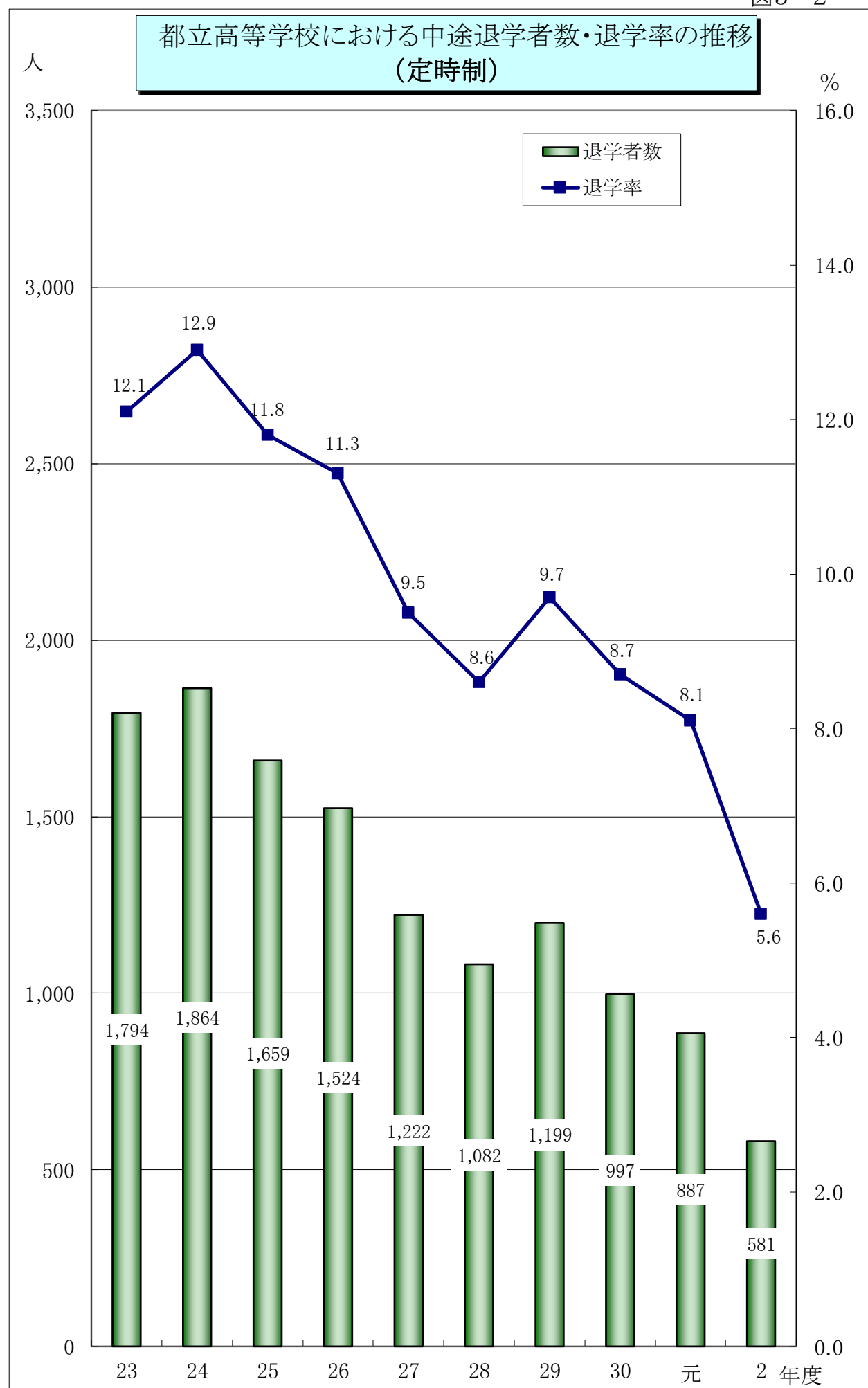


図5-2



令和2年度都立高等学校原級留置者の状況（表5-5）

1 全日制

区分		普通科	専門学科	合計
1学年	生徒数	29,666	6,328	35,994
	原級留置者	58	23	81
	率(%)	0.2	0.4	0.2
2学年	生徒数	29,352	6,172	35,524
	原級留置者	51	9	60
	率(%)	0.2	0.1	0.2
3学年	生徒数	28,798	5,934	34,732
	原級留置者	8	2	10
	率(%)	0.0	0.0	0.0
計	生徒数	87,816	18,434	106,250
	原級留置者	117	34	151
	率(%)	0.1	0.2	0.1

2 定時制

1学年	生徒数	596
	原級留置者	15
	率(%)	2.5
2学年	生徒数	682
	原級留置者	17
	率(%)	2.5
3学年	生徒数	670
	原級留置者	12
	率(%)	1.8
4学年	生徒数	841
	原級留置者	4
	率(%)	0.5
計	生徒数	2,789
	原級留置者	48
	率(%)	1.7

※ 単位制の高校を除く

※ 生徒数:令和2年4月1日現在

都立高等学校原級留置者の推移(過去5年間)（表5-6）

1 全日制

年度	普通科			専門学科			合計		
	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)
28年度	90,839	123	0.1	20,480	20	0.1	111,319	143	0.1
29年度	90,736	176	0.2	20,327	58	0.3	111,063	234	0.2
30年度	90,401	232	0.3	19,973	49	0.2	110,374	281	0.3
元年度	89,317	146	0.2	19,345	40	0.2	108,662	186	0.2
2年度	87,816	117	0.1	18,434	34	0.2	106,250	151	0.1

2 定時制

年度	生徒数	原級留置者	率(%)
28年度	4,826	130	2.7
29年度	4,485	135	3.0
30年度	3,827	157	4.1
元年度	3,299	64	1.9
2年度	2,789	48	1.7

第Ⅵ章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1 資料

(1) 自殺に係る調査を実施した件数

校種	人数
小学校	1
中学校	8
高等学校	22

第Ⅶ章 出席停止の措置の状況

1 資料

(1) 出席停止の措置が採られた小中学校数

区分	学校数
小学校	0
中学校	0